（東京地方検察庁検事法務省民事局参事官）同　中辻雄一朗
法務省大臣官房参事官に充てる
（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事兼さいたま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　笹井　朋昭
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務省民事局付に充てる
かねて法務省民事局参事官に充てる
（東京高等検察庁刑事部長）検事　山元　裕史
福井地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁刑事部長）同　中村　孝
東京高等検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁刑事部長を命ずる
（横浜地方検察庁刑事部長）同　竹内　寛志
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　西村　尚芳
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（同）同　小池　隆
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（さいたま地方検察庁検事）同　川手　研典
高松地方検察庁検事に配置換する
（福井地方検察庁検事正）同　西本　仁久
（松山地方検察庁検事正）同　石原　誠二
辞職を承認する（各通）（以上七月七日）
（横浜地方検察庁検事）検事　永井　裕之
広島地方検察庁検事に配置換する（七月十日）

財務省

（大臣官房参事官兼大臣官房審議官）財務事務官　岸本　浩
大臣官房審議官を命ずる
大臣官房審議官兼務を免ずる
（大臣官房付）同　阪田　渉
大臣官房審議官を命ずる
（内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　酒巻　哲朗
財務事務官に任命する
大臣官房参事官を命ずる
兼ねて財務総合政策研究所副所長を命ずる
（国税庁調査査察部長）財務事務官　柴﨑　澄哉
大臣官房参事官を命ずる
兼ねて大臣官房審議官を命ずる
（厚生労働省大臣官房人事課長補佐）厚生労働事務官　上田真由美
財務事務官に任命する
大臣官房企画官を命ずる
（大臣官房付）財務事務官　飯塚　厚
関税局長を命ずる
兼ねて税関研修所長を命ずる
（大臣官房審議官）同　岡村　健司
国際局次長を命ずる
（国際局次長）同　土井　俊範
会計センター所長を命ずる
兼ねて財務総合政策研究所長を命ずる
（大臣官房審議官）同　藤城　眞
東京税関長を命ずる
（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所副所長）同　高田　潔
財務総合政策研究所副所長兼務を免ずる
内閣府に出向させる
（大臣官房企画官）同　若林　健吾
厚生労働省に出向させる
（関税局長兼税関研修所長）同　梶川　幹夫
税関研修所長兼務を免ずる
願により本官を免ずる
（会計センター所長兼財務総合政策研究所長）同　根本　洋一
財務総合政策研究所長兼務を免ずる
願により本官を免ずる（以上七月十一日）

最高裁判所

宇都宮地方裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事　菅野　雅之
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事　岩井　伸晃
宇都宮地裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　岩井　伸晃
宇都宮簡易裁判所判事に補する
宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　清水知恵子
東京地方裁判所判事に補する（以上七月九日）
大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　臼倉　堯史
札幌地方裁判所判事補に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
長崎地方裁判所判事補兼長崎家庭裁判所判事補・長崎簡易裁判所判事　白井　知志
大阪地方裁判所判事補に補する
大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する
大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
堺簡易裁判所判事に補する（以上七月十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モンテネグロ国の国祭日につき、七月十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
平成二十九年七月十四日
金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

次の者が平成29年6月14日付で、常任理事を退任した。

役職	氏名
常任理事	鈴木　哲

次の者が平成29年6月14日第10回定時総会において、常任理事に選任された。

役職	氏名
常任理事	工藤　雅弘

次の者が平成29年6月14日第10回定時総会において、会員理事に選任された。

役職	氏名
会員理事	井上　治夫

高梁川水系河川整備計画【国管理区間】の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十六日に、高梁川水系河川整備計画【国管理区間】を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。
平成二十九年七月十四日
中国地方整備局長　川﨑　茂信

公告

諸事項

工場財団

東京都世田谷区太子堂三丁目38番1―615号**高島秀行**の工場財団に宮城県刈田郡蔵王町宮字山王山3番地6、4番地1蔵王採石場跡発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成29年7月14日　仙台法務局大河原支局

有権者申出方

元当局所属公証人仲田稿次の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。
平成29年7月14日　神戸地方法務局

元当局所属公証人中村司の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。
平成29年7月14日　和歌山地方法務局

元当局所属公証人小峯泰の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。
平成29年7月14日　鳥取地方法務局